

本日の審議事項について (教育・保育部会)

平成29年2月21日

▼今回の審議事項

平成28年度の利用定員に加えて、平成29年4月事業実施を目指す施設の内示状況(平成29年2月現在)を踏まえた、**平成29年度の「特定教育・保育施設**(認定こども園・新制度へ移行する幼稚園・保育所)**及び特定地域型保育事業**(小規模保育等)**の利用定員の設定について審議**を行う。

事務局案：【資料2】参照

- ・平成28年度第2回、第3回及び第4回「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」で認可が適当と答申された施設・事業(幼保連携型認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業)並びに幼保連携型以外の認定こども園で認定基準を満たした施設(※1)、それぞれの内示状況を踏まえた利用定員を新たに設定する。
- ・平成28年度から継続して新制度の各給付を受ける予定の施設のうち、施設改修や今年度の入所児童の実績及び今後の見込みを勘案して、利用定員の変更申請のあった施設の利用定員を設定する。(利用定員変更の際での審議は義務付けなし:自治体向けFAQ14版No.103参照)
- ・上記の内容を平成29年度の利用定員とし、今回の審議後に、県との協議を行い、その後、平成29年度の利用定員として最終確定する。

【検討項目】

- ・事業計画で設定した「量の見込み」と勘案し、利用定員の設定が適切か。

【対応方針(案)】

- 認可・認定申請の状況及び既存施設等からの変更申請を踏まえて事務局案でよいか。

※1:愛媛県からの権限移譲により、平成28年4月から、幼保連携型以外の認定こども園の認定事務について市で実施。